

函 教 政

令和7年（2025年）1月16日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会学校教育部長

函館市における休日の部活動地域移行推進計画（案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施について

このことについて、将来にわたり、子どもたちが発達の段階や個々のニーズに応じて、様々な運動・スポーツ、文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するため、持続可能な活動環境を新たに整備することを目指し、本市における部活動の地域移行に係る推進計画の案をとりまとめましたが、計画の策定にあたり函館市パブリックコメント（意見公募）手続要綱に基づき、下記のとおり市民等からの意見を募集いたします。

つきましては、委員の皆様へ公表する資料を配付させていただきますので、よろしく願いいたします。

記

- 1 案件名
函館市における休日の部活動地域移行推進計画（案）
- 2 意見募集期間
令和7年1月16日から令和7年2月14日まで
- 3 結果公表の予定時期
令和7年3月（予定）
- 4 公表する資料
(1) 函館市における休日の部活動地域移行推進計画（案）【概要版】
(2) 函館市における休日の部活動地域移行推進計画（案）
- 5 その他資料
函館市学校部活動の地域連携や地域移行の推進イメージ

（ 学校教育部教育政策推進室教育政策課
電話 21-3523 ）

函館市における休日の部活動地域移行推進計画（案）【概要版】1/2

1 部活動の地域移行の背景

- ・ 少子化や学校の働き方改革を背景に、部活動をこれまでと同じ体制で運営し続けていくことが厳しい状況となっています。
- ・ 部活動の維持が困難になる前に、学校と地域との連携・協働により、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の場として新たに地域クラブ活動を整備する「部活動の地域移行」の方向性が国から示されました。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

※ 今後の国等の動向や本市の実情を踏まえ、継続的に課題を検証しながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 基本理念・基本目標・推進方針

(1) 基本理念

函館市の子どもたちが、将来にわたり、運動・スポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を整備し、多様な活動の機会を確保します。

(2) 基本目標

令和11年度までには、可能な種目で月2回以上、休日の地域クラブ活動を実施します。

(3) 推進方針

- ① 子どもたちが運動・スポーツ、文化芸術活動に親しむことができる機会の提供
- ② 様々な運営主体による多様な地域クラブ活動の展開
- ③ 安全で適切な活動と持続可能な運営体制の構築
- ④ 学校における働き方改革に伴う教育の質の向上
- ⑤ 段階的な体制の整備と継続的な課題検証

4 地域移行の進め方

(1) 学校教育から社会教育へ

- ・ 休日の生徒の活動を、学校教育の部活動から地域で行う社会教育の地域クラブ活動へ移行することにより、今後も、子どもたちに運動・スポーツ、文化芸術活動に親しむことができる機会や部活動にはない種目を体験する機会を提供します。
- ・ 地域クラブ活動では、これまで部活動が有してきた教育的意義を継承したうえで、地域での多様な体験や様々な世代との交流等を通じた新たな学びにより、生徒の価値観が広がるよう、地域が一体となって、多様な運動・スポーツ、文化芸術活動ができる環境の整備を目指します。

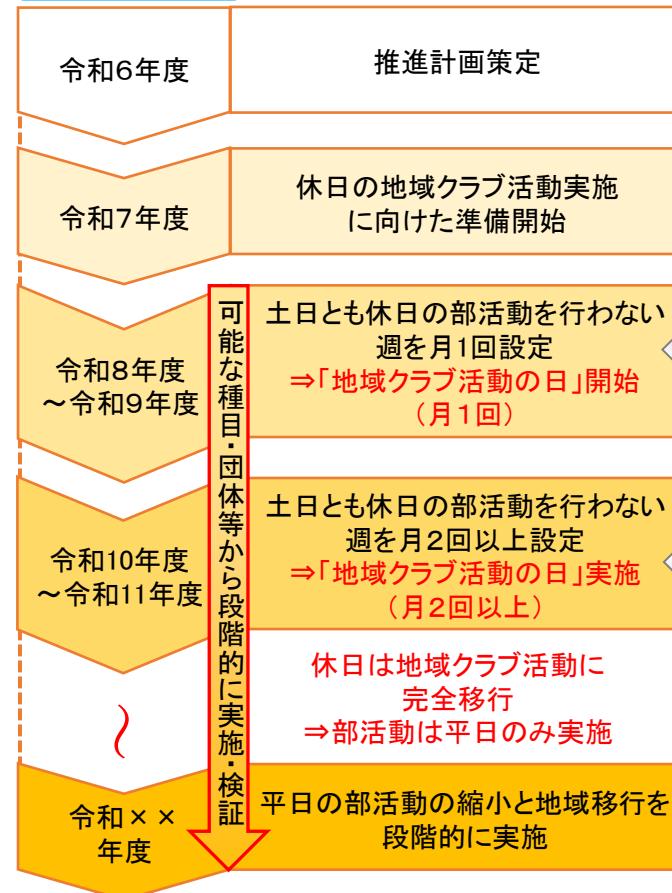
(2) 部活動と地域クラブ活動の併存

- ・ 地域クラブ活動の実施には、運営主体や指導者の確保、活動場所の設定など課題が多く、平日も含め部活動を完全に地域へ移行するには相当の時間を要することから、その間、部活動と地域クラブ活動は併存することとなります。
 - ・ 休日の部活動を地域クラブ活動に完全に移行するまでの間は、拠点校方式による部活動※の整備・拡充を進め、部活動数の縮減と規模の適正化を図りつつ、生徒の活動機会を確保していきます。
- ※ 拠点校方式による部活動
学校に希望する部活動がない、希望する部活動はあるが人数が少なかったり、専門的に指導できる顧問がいなかったりする場合に、拠点校となる学校が受け入れる方式です。

(3) スケジュール・1か月の活動日のイメージ

- ・ 休日の部活動から段階的に地域移行を進めます。
- ・ 「土日とも休日の部活動を行わない週」を設定し、その土日いずれかの1日を「地域クラブ活動の日」として、地域の様々な運営主体が受け皿となる多様な地域クラブ活動を実施します。
- ・ 令和7年度から地域クラブ活動の運営体制や実施方法等、具体の検討を始めます。
- ・ 令和8年度から「地域クラブ活動の日」を週を月1回、令和10年度以降は月2回以上に設定します。

スケジュール



1か月の活動日のイメージ

【令和8～9年度】
（地域クラブ活動の日は月1回）

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
学校	学校	休業日	学校	学校	学校	休業日
8	9	10	11	12	13	14
学校	学校	休業日	学校	学校	休業日	地域クラブ活動の日
15	16	17	18	19	20	21
学校	学校	休業日	学校	学校	学校	休業日
22	23	24	25	26	27	28
学校	学校	休業日	学校	学校	学校	休業日
29	30	31				
学校	学校	休業日				

【令和10～11年度】
（地域クラブ活動の日は月2回以上）

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
学校	学校	休業日	学校	学校	学校	休業日
8	9	10	11	12	13	14
学校	学校	休業日	学校	学校	休業日	地域クラブ活動の日
15	16	17	18	19	20	21
学校	学校	休業日	学校	学校	学校	休業日
22	23	24	25	26	27	28
学校	学校	休業日	学校	学校	休業日	地域クラブ活動の日
29	30	31				
学校	学校	休業日				

※ 実際の土日とも休日の部活動を行わない週は、学校と協議のうえ設定します。

函館市における休日の部活動地域移行推進計画（案）【概要版】2/2

5 休日の地域クラブ活動とは

(1) 想定される活動

- ① 部活動から地域クラブ活動へ移行するもの（部活動で実施している種目）
- ② 部活動にはない種目を地域クラブ活動として新たに実施するもの
- ③ 既に地域で実施している活動に中学生を参加対象に加えるなど、地域クラブ活動として新たに位置付け実施するもの（ただし、独自の活動規程に沿って運営するものは除く）

(2) 活動時間等

地域クラブ活動は、休日の活動時間は長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととするなど、「市立学校に係る部活動の方針」に則した活動となります。

(3) 活動パターン

地域クラブ活動は、種目、運営主体、活動内容、活動場所、参加対象の範囲、活動の方向性により、様々な活動パターンで実施されることが想定されます。

指導者学校派遣型

生徒は、現行の部活動で、平日は教職員の顧問、「地域クラブ活動の日」は運営主体が派遣する指導者のもとで活動します。

【参加対象範囲：各学校の生徒】

- ・部員数が確保され活動に支障がない場合
- ・生徒が希望する部活動が開設されている場合



【運営主体例】

保護者会、OB・OG、各種競技協会・文化芸術団体、スポーツ少年団など

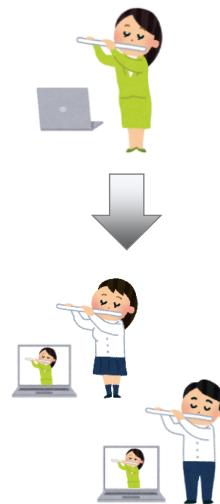


【参加対象範囲：複数の学校の生徒】

- ・合同で実施することで、部員数が確保され、活動内容が充実する場合



必要に応じてオンラインの活用（遠隔指導）



生徒団体参加型

生徒は、部活動の種目に限らず、地域クラブが運営する多様な活動(体験)に参加します。

【部活動にある種目】



【運営主体例】

総合型地域スポーツクラブ、各種競技協会・文化芸術団体、スポーツ少年団、民間事業者、大学 など



【部活動にはない種目】



【参加対象範囲：すべての生徒】



(4) 参加イメージ

- ・自分が所属している部活動の種目に限らず、地域クラブが行う種目を自分で選んで参加することができます。
- ・複数の地域クラブ活動に参加することもできます。
- ・部活動に参加していない場合でも参加できます。

【平日は野球部に所属しているA君の場合】

平日	選択できる参加内容	休日
野球	平日と休日が同じ種目	野球
	平日と休日が別の運動・スポーツ	サッカー
	平日と休日が別の文化芸術活動	合唱
	平日の種目を支える活動	体幹トレーニング
	休日は自分の趣味や休息	参加しない



【平日は吹奏楽部に所属しているBさんの場合】

平日	選択できる参加内容	休日
吹奏楽	平日と休日が同じ種目	吹奏楽
	平日と休日が別の運動・スポーツ	バドミントン
	平日と休日が別の文化芸術活動	将棋
	平日の種目を支える活動	楽器別講習会
	休日は自分の趣味や休息	参加しない



【平日は部活動に参加していないCさんの場合】

平日	選択できる参加内容	休日
活動なし	休日のみ参加の運動・スポーツ	モルック
	休日のみ参加の文化芸術活動	茶道
	休日は自分の趣味や休息	参加しない



6 休日の地域クラブ活動の考え方

(1) 管理・運営体制

- ① 運営主体（地域クラブ等）の役割
- ② 活動日（「地域クラブ活動の日」）
- ③ 活動時間、休養日
- ④ 活動パターン、参加イメージ
- ⑤ 活動方針等
- ⑥ 安全・安心な活動のための学校等との連携
- ⑦ 緊急時の対応
- ⑧ 管理責任
- ⑨ 情報発信

(2) 指導者の確保・適切な指導による活動の実施

- ① 指導者の確保
- ② 教職員による活動への参画
- ③ 適切な指導による活動の実施

(3) 施設等の利用

- ① 学校施設の利用
- ② 用具・備品等の保管・利用

(4) 大会・コンクール等への参加

(5) 活動に係る経費等

- ① 費用負担の原則
- ② 保険・補償



函館市における休日の部活動地域移行推進計画

2025年度（令和7年度）～ 2029年度（令和11年度）

（案）

2025年（令和7年） 月策定

函館市教育委員会

目次

はじめに	・・・	1
I 部活動地域移行の背景		
1 国・北海道の動向	・・・	2
2 函館市の現状	・・・	3
3 アンケート調査結果	・・・	5
4 これまでの市教委の取組	・・・	8
II 函館市における方向性		
1 基本理念・基本目標・推進方針	・・・	9
2 計画の位置付けと推進体制等	・・・	10
3 地域移行の進め方	・・・	11
III 休日の地域クラブ活動の考え方		
1 管理・運営体制	・・・	14
2 指導者の確保・適切な指導による活動の実施	・・・	19
3 施設等の利用	・・・	20
4 大会・コンクール等への参加	・・・	21
5 活動に係る経費等	・・・	21
おわりに	・・・	23
参考資料	・・・	24

はじめに

学校教育の一環として深く社会に根付いてきた部活動は、日本独特の活動であり、その長い歴史の中で、生徒がスポーツ・文化芸術等に親しむ機会を確保し、活動を通じて、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図るとともに、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、大きな教育的意義を有してきました。

しかしながら、近年、少子化の影響や子どもたちの価値観の多様化により、部活動の実施が難しくなっているほか、部活動を維持するために、専門性や活動実績のない教職員が顧問を務め、休日を含む部活動指導や大会引率等に伴う業務が大きな負担となっており、学校における働き方改革を進めるうえでの課題となっていることから、部活動をこれまでと同じ体制で今後も運営し続けていくことがより一層厳しい状況となってきました。

このような状況下において、国から、部活動の維持が困難になる前に、学校と地域との連携・協働により、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の場として新たに地域クラブ活動を整備する「部活動の地域移行」の方向性が示され、地域の実情に応じて、まずは休日の部活動の段階的な地域移行や地域連携に取り組むこととされました。

このことを踏まえ、将来にわたり、本市の子どもたちが発達の段階や個々のニーズに応じて、様々な運動・スポーツ、文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するため、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、持続可能な活動環境を新たに整備することを目指し、本計画を策定するものです。

I 部活動地域移行の背景

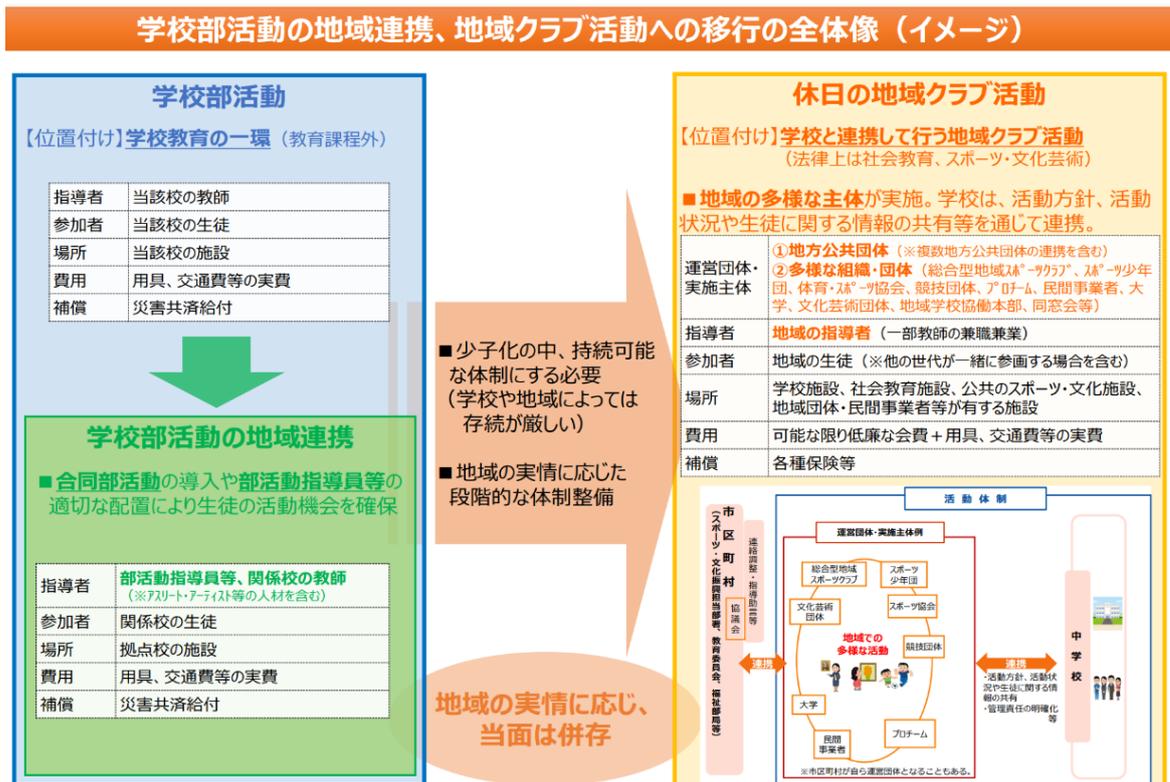
1 国・北海道の動向

部活動に多くの課題がある現状については、中央教育審議会や国会等においても指摘されており、これまでスポーツ庁および文化庁から、部活動の運営の適正化に向けた改善方策、地域との連携・協働および地域移行の方向性が示されてきました。

令和2年(2020年)9月には、文部科学省が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を取りまとめ、令和5年度(2023年度)以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとしたほか、令和4年(2022年)12月にスポーツ庁および文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下、「国のガイドライン」という。)では、令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)までの3年間を改革推進期間と位置付け、各都道府県および市区町村においては、この改革推進期間に、地域スポーツ・文化芸術環境整備のため、推進計画の策定等の取組を重点的に行い、まずは休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行から着実に進めることが示されました。

また、令和5年(2023年)3月には、北海道教育委員会(以下、「道教委」という。)が、道内における部活動の地域移行の取組が円滑に進むよう、国の改革推進期間の3年間を計画期間とする、「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」(以下、「道推進計画」という。)を策定しました。

道推進計画では、市町村の取組と実施イメージなどが示され、国のガイドラインと併せ、市町村の推進計画等の策定や地域移行に向けた取組の参考とするなどしながら、地域の実情に応じた取組を進めることが望ましいとされたところです。



2 函館市の現状

(1) 中学校および義務教育学校（後期課程）の現状

ア 児童生徒数について

函館市立小中学校および義務教育学校（以下、「市立小中学校」という。）の児童生徒数は、令和5年（2023年）5月1日現在で13,541人で、平成25年（2013年）の17,342人からおよそ3,800人が減少し、今後もこの減少傾向が続くことは避けられない状況です。

そのため、学校規模の縮小により部活動の選択肢が限られたりするなど、様々な課題が生じています。

（単位：人）

	平成25年度	平成30年度	令和5年度	令和10年
小学校	11,396	10,212	8,839	—
中学校	5,946	5,156	4,702	4,414（※）
合計	17,342	15,368	13,541	—

※ 令和5年度の小学校2～4年生の人数から算出しています。

イ 部活動の現状について

① 部活動数

令和5年度（2023年度）の函館市立中学校および義務教育学校（後期課程）（以下、「市立中学校」という。）の部活動数は、運動部で9種目87部、文化部で13種目38部、合計125部となっており、部員数の減少から単独での活動が難しく、合同チームを結成して活動せざるを得ないなど、活動に制限が生じている部活動が増加している状況にあります。（参考資料P24参照）

② 加入率

令和5年度（2023年度）の市立中学校における部活動加入率は68.9%、そのうち運動部には47.5%、文化部には21.4%の生徒が加入しています。

また、部活動以外の教室やクラブ等で運動・スポーツ、文化芸術に関する活動を行っている生徒は19.6%となっています。

(2) スポーツ、文化芸術団体の現状

市内には、以下に示す各種スポーツ、文化芸術団体があり、市民の運動・スポーツ、文化芸術の振興に大きな役割を果たしています。地域クラブ活動の推進には、これらの団体との連携が重要となります。

ア スポーツ団体

① 特定非営利活動法人函館市スポーツ協会

市民が多様なスポーツに親しむことができる事業およびスポーツ精神を養いつつ、スポーツ振興に関する事業を行うことによって、市民の健康促進と明るい豊かな地域づくりに寄与することを目的に設立されました。

加盟団体は以下のとおりです。

(令和6年4月1日現在)

1	函館サッカー協会	9	北海道ボウリング連盟函館支部	17	函館剣道連盟	25	函館地区体操連盟
2	函館卓球協会	10	函館パークゴルフ協会	18	函館柔道連盟	26	函館地区空手道連盟
3	函館ラグビーフットボール協会	11	函館市スポーツ少年団	19	函館スキー連盟	27	北海道外洋帆走協会
4	函館テニス協会	12	函館軟式野球連盟	20	函館水泳協会	28	函館クレール射撃協会
5	函館ソフトテニス連盟	13	道南陸上競技協会	21	函館ボート協会	29	函館圏ダンススポーツ連盟
6	函館ハンドボール協会	14	函館ヨット協会	22	函館アマチュアボクシング協会	30	函館トライアスロン連盟
7	函館地区バスケットボール協会	15	函館市弓道連盟	23	函館地区バドミントン協会	31	函館市中学校体育連盟
8	函館バレーボール協会	16	函館アーチェリー協会	24	函館銃剣道連盟	32	北海道高等学校体育連盟函館支部

② スポーツ少年団

スポーツの素晴らしさや楽しさを伝え、スポーツを好きになることで青少年の健全育成を目指す団体で、現在9種目（軟式野球、サッカー、柔道、空手道、卓球、バレーボール、乗馬、ソフトテニス、剣道）42団体が登録しています。

③ 総合型地域スポーツクラブ

多世代、多種目、多志向の人々が自主的に参加できるスポーツクラブで、地域住民により運営されるスポーツクラブです。現在、市内には以下の4つのクラブがあります。

(令和6年4月1日現在)

クラブ名	主な活動種目等
Bay Walk Community はこだて	マシンローイング、ノルディックウォーキング、ベタング、ポッチャ、カヤック、アルペンスキー、歩くスキー、セーリング、モルック
SPORTS北海道 函館キャンパス	小学生対象のスポーツ教室、高齢者対象の運動教室、社会人対象の運動教室、カヌー体験
総合型潮スポーツクラブ	ハンドボール、ストリートハンドボール、ドッジボール、ディスフレクト、スラックライン、パルシューレ
一般社団法人ミスポはこだて	バスケットボール、卓球、ヨガ、健康体操、トレーニング、マリンスポーツ、ランニング、スキー、水泳、ヨット

④ 函館アーバンスポーツ協会

令和3年（2021年）12月に設立された団体で、現在、スケートボード、スポーツクライミング、ブレイキン、3×3（スリーバイスリー）、サーフィンの団体が登録しており、本市のアーバンスポーツ振興のための活動をしています。

⑤ 道南地区パラスポーツ指導者協議会

日本パラスポーツ協会公認のパラスポーツ指導員が中心となって組織されており、市内を中心に道南地区におけるパラスポーツの普及・団体支援等の活動をしています。

イ 文化芸術団体

函館市文化団体協議会

市内で活動する各文化団体の健全な発展と市民の文化活動向上を目的とし、他地域との文化交流なども展開している32団体が加盟しています。

<函館市文化団体協議会加盟団体>

(令和6年4月1日現在)

部 門	団体数	部 門	団体数
文化	4	洋楽	3
美術	2	洋舞	7
書道	1	演劇	2
茶道	1	邦楽	4
華道	1	邦舞	3
着付	1	詩吟	3

このほか、音楽や演劇など市内で活動する地域団体もあります。

ウ その他

公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団

市民の文化および体力の向上と広く文化・スポーツの振興に寄与することを目的とし、文化・スポーツの振興や文化・スポーツを通じた生涯学習、地域活動の推進に関する事業、文化・スポーツ施設の管理運営に関する事業などを行っています。

3 アンケート調査結果

函館市教育委員会（以下、「市教委」という。）では、部活動の地域移行等に向けた取組を検討する基礎資料とするため、市立小中学校の児童生徒、保護者および教職員、部活動地域支援者、スポーツ、文化芸術団体等に対するアンケート調査を実施しました。

○ 調査期間

令和5年（2023年）12月8日（金）～12月26日（火）

○ 調査対象

対象	対象者数	回答者数	回答率
小学校4～6年生	4,647	3,592	77.3%
中学校1～2年生	3,059	2,465	80.6%
上記小学生保護者	4,647	1,338	28.8%
上記中学生保護者	3,059	1,146	37.5%
小学校教職員	742	531	71.6%
中学校教職員	411	288	70.1%
部活動地域支援者	28	22	78.6%
スポーツ、文化芸術団体等	92	53	57.6%

部活動地域移行に関するアンケート調査結果

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2024031400101/>



○ 回答結果と課題の把握

(1) 回答結果

小学生

① 地域クラブへの参加と種目

「何らかの活動への参加を希望している」が70.4%となっている。やってみみたい種目は、バスケットボール、バトミントン、サッカー、野球、美術、吹奏楽の順に多いが、ダンス、水泳など部活動にはない種目を選択する児童も一定数いる。

② 地域クラブで頑張りたいこと

「上手くなること」、「仲間と親しみ楽しむこと」がともに高くなっている。

中学生

① 地域クラブへの参加

「何らかの活動への参加を希望している」割合が73.3%となっている。

② 地域クラブではどんな活動をしたいか

「専門的な技術指導が受けられる活動」、「楽しむことを目的としたレクリエーション活動」、「大会やコンクールで良い成績が収められる活動」が同程度の割合となっている。

③ 地域クラブに参加するうえでの心配

「特になし」の回答が39.4%と最も高く、次いで、「クラブ等の指導者や他校の生徒などとの人間関係」、「学校の顧問の先生とクラブ等の指導者との指導方法・内容の違い」、「活動場所までの移動手段」の順になっている。

小中学生保護者

① 地域移行の認識

小中学生の保護者ともに、部活動の地域移行を知っている割合は約30%にとどまっている。

② 地域クラブへの参加

「何らかの活動に参加させたい」と考えている小学生の保護者の割合が58.0%、中学生の保護者では62.2%となっている。

③ 地域移行に期待すること

小中学生の保護者ともに、「専門的な技術の向上」、「児童生徒の興味・関心や習熟度に応じて、部活動にはない様々な活動が選択できること」の割合が高くなっている。

④ 地域クラブに参加するうえでの心配や負担

小中学生の保護者ともに、「学校以外の活動場所までの移動手段や送迎の負担」、「会費等の経済的負担」、「受け皿となる団体や指導者の確保」の割合が高くなっている。

⑤ 活動費等の負担金額（月額）

小中学生の保護者ともに、「3,000円」が最も多く、次いで、小学生の保護者は「5,000円」、「1,000円」、中学生の保護者は、「1,000円」、「5,000円」の順になっている。

小中学校教職員

① 現在担当している部活動の専門性と負担

自分の専門ではなく、過去に顧問としても経験がない部活動を担当している教職員は37.6%となっている。

また、部活動の指導について、「やりがいがある」、「どちらかというやりがいがある」を合わせた割合よりも、「負担を感じている」、「どちらかという負担を感じている」を合わせた割合の方が上回っている。

② 地域クラブにおける指導の従事

「従事したい」が小学校の教職員では1.1%、中学校の教職員では6.6%で、小中学校を合わせても10%に満たない割合となっている。

スポーツ・文化芸術団体等

① 地域移行に期待すること

「児童生徒の興味・関心や習熟度に応じて、部活動にはない様々な活動が選択できること」が75.0%と最も高く、次いで「教職員の負担軽減につながること」、「専門知識や技術の向上」の順になっている。

② 地域移行で課題となること

「受け皿となる団体や指導者の確保」が86.5%と最も高く、次いで、「事故やトラブルへの対応や補償」、「指導者の質や指導方法」、「活動場所までの移動手段や送迎の負担」、「会費等の経済的負担」の順に高くなっている。

③ 地域移行の実施主体となること

「条件によっては検討可能」とする団体が40.4%となっており、その条件の多くに指導者や活動場所の確保が挙げられている。

一方で、「条件に関わらず実施は困難」とする団体は36.5%で、個々の団体の運営体制では地域クラブ活動の実施は困難であることが理由に挙げられている。

(2) 課題の把握

① 児童生徒、保護者の多様なニーズへの対応

従来の部活動にはない運動・スポーツを楽しむ児童生徒が一定数いることや、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、誰もが気軽に楽しみ参加できるレクリエーション活動など、児童生徒のニーズの多様化や部活動にはない様々な活動が選択できることへの保護者の期待を踏まえた活動内容を検討する必要があります。

② 教職員の負担軽減と地域移行に伴う指導者の確保

学校における働き方改革の視点を踏まえ、教職員の負担軽減を考慮した環境の構築を進めるとともに、地域クラブ活動へ移行する際の指導者不足が懸念されるため、指導者の数の確保とともに、地域クラブに期待されている専門的な技術の向上と質の高い指導が確保できるよう研修会の実施が必要です。

③ 保護者（受益者）負担への理解促進

これまでの部活動と異なり，通学している学校以外での活動場所への移動や地域クラブの活動費等が，保護者（受益者）負担の活動となることについて理解の促進を図るとともに，負担軽減のための支援等を検討する必要があります。

4 これまでの市教委の取組

平成 31 年(2019年) 3 月に「市立学校に係る部活動の方針」(以下，「市部活動方針」という。)を策定し，部活動を実施する場合には，生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう適切な休養日や活動時間等を設定しました。

令和 4 年(2022年) 7 月には，市教委内に関係各課で組織するワーキンググループを設置し，市立中学校の部活動の在り方等の調査研究に着手し，同年 12 月に示された国のガイドラインを踏まえ，部活動の地域移行の検討を進めてきたところです。

令和 5 年度(2023年度)には，学識経験者や学校関係者，スポーツ・文化芸術団体，保護者等で構成する「函館市学校部活動の地域連携・地域移行等に関する協議会」(以下，「協議会」という。)を立ち上げ，国が改革推進期間とする令和 7 年度(2025年度)までの間，定期的に協議を重ねていきます。

また，道教委の部活動の在り方検討支援アドバイザーによる講演会の開催，静岡県内 5 市（静岡市，掛川市，焼津市，沼津市，富士市）の先進地調査を行ったほか，市立小中学校の児童生徒，保護者および教職員，部活動地域支援者，スポーツ，文化芸術団体等へのアンケート調査や小中学生による意見交流会を実施し，部活動の地域移行に係る意識や課題等の把握に取り組みました。

令和 6 年度(2024年度)は，市のホームページに，協議会での検討状況や「部活動地域移行通信」を掲載するなど，情報発信に努めています。

このほか，地域移行の推進と並行して，地域連携の取組として，拠点校方式※による休日の部活動のモデルケースを開始し，課題等の把握・検証を行っているところです。

※ 拠点校方式

拠点とする学校を活動場所として定め，他の学校の生徒も参加できる形で実施することにより，学校に希望する部活動がない，希望する部活動はあるが人数が少なかったり，専門的に指導できる顧問がいなかったりする場合に，拠点校となる学校が受け入れる方式です。

II 函館市における方向性

1 基本理念・基本目標・推進方針

(1) 基本理念

函館市の子どもたちが、将来にわたり、運動・スポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を整備し、多様な活動の機会を確保します。

(2) 基本目標

令和11年度(2029年度)までには、可能な種目で月2回以上、休日の地域クラブ活動を実施します。

(3) 推進方針

少子化による活動の縮小や学校における働き方改革等により、その維持が困難となってきた部活動に代わり、将来にわたって、子どもたちの多様なニーズに応じた運動・スポーツ、文化芸術活動が提供できる環境を整備する必要があります。このため、学校教育としての取組から学校や世代の枠を越えた幅広い内容の活動が可能となる社会教育の取組に移行することで、現在、部活動で実施されている種目のみならず、部活動では体験できない活動を含め、地域の実情に応じて可能な種目から、段階的に休日の地域クラブ活動を実施することを目指します。

① 子どもたちが運動・スポーツ、文化芸術活動に親しむことができる機会の提供

既存の部活動の種目に限らず、子どもたちが自分に適した運動・スポーツ、文化芸術活動を主体的に選択でき、継続して親しむことができる機会を提供します。

② 様々な運営主体による多様な地域クラブ活動の展開

休日の地域クラブ活動については、スポーツ・文化芸術団体、保護者会、民間事業者、大学等、地域の様々な運営主体により、子どもたちの多様なニーズに応じた、誰もが参加できる活動の展開を図ります。

③ 安全で適切な活動と持続可能な運営体制の構築

部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、子どもたちにとって安全で適切な指導の質を確保した活動とするため、研修会などにより指導者の資質向上を図るとともに、受益者負担による自立的かつ持続可能な運営体制の構築を目指します。

④ 学校における働き方改革に伴う教育の質の向上

部活動の業務を軽減することにより、教職員がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことで、「質の高い学び」と「持続可能な学校」を実現します。

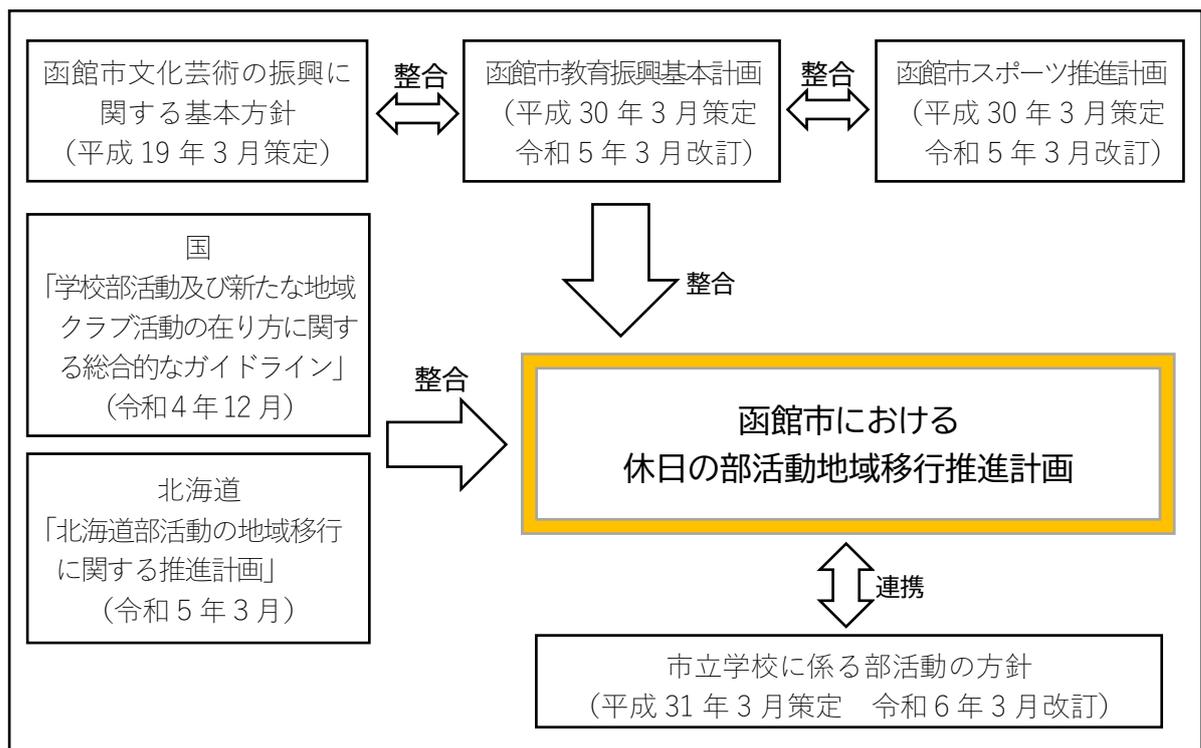
⑤ 段階的な体制の整備と継続的な課題検証

休日の地域クラブ活動の推進に向けては、児童生徒、保護者、教職員、地域など関係者の声を受け止め、段階的に進めていくとともに、取組の中で生じる課題を継続的に検証しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 計画の位置付けと推進体制等

(1) 計画の位置付け

本計画は、国のガイドラインおよび道推進計画に基づき、函館市教育振興基本計画や関連計画等との整合を図り、市部活動方針と連携しながら、市立中学校の休日の部活動の地域移行を推進するための計画として策定するものです。



(2) 推進体制

部活動の地域移行を進めるにあたっては、市教委内のワーキンググループにおいて、関係各課が連携しながら、本計画に基づき事業を推進するほか、計画の取組状況などの進捗確認や事業の検証を行います。また、令和7年度(2025年度)までの検討母体となる協議会に代わり、引き続き令和8年度(2026年度)以降における協議の場の設置について検討を行います。

なお、本市においては、SDGsのうち、主に次の目標との整合に留意して事業を推進します。



(3) 計画期間

本計画の期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。

なお、現段階では、国および道教委から、改革推進期間終了後の令和8年度(2026年度)以降における部活動や地域クラブ活動の在り方が示されていないことから、本計画については、今後の国等の動向や本市の実情を踏まえながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 地域移行の進め方

(1) 学校教育から社会教育へ

休日の生徒の活動を、学校教育の部活動から地域で行う社会教育の地域クラブ活動へ移行することにより、今後も、子どもたちに運動・スポーツ、文化芸術活動に親しむことができる機会や部活動にはない種目を体験する機会を提供できるほか、地域クラブ活動では、これまで部活動が有してきた教育的意義を継承したうえで、地域での多様な体験や様々な世代との交流等を通じた新たな学びにより、生徒の価値観が広がるよう、地域が一体となって、多様な運動・スポーツ、文化芸術活動ができる環境の整備を目指します。

(2) 部活動と地域クラブ活動の併存

本市は、市内広範囲に学校が設置されており、地域クラブの活動場所の設定が課題となるほか、部活動125部(運動部87部、文化部38部)に、3,259人の生徒が加入(令和5年度(2023年度)現在)しており、これらの部活動数に対して、教職員の代わりに指導者となり得る地域人材は極めて少なく、指導者や地域クラブ活動の受け皿となるスポーツ、文化芸術団体等を確保することが容易ではないことから、平日も含め部活動を完全に地域へ移行するには相当の時間を要することから、その間、部活動と地域クラブ活動は併存することとなります。

このため、まずは、休日の部活動の地域移行から進めることとし、段階的に休日の部活動の実施回数を減らしていくとともに、地域クラブ活動の実施回数については段階的に増やしていきます。

さらに、休日の部活動を地域クラブ活動に完全に移行するまでの間は、拠点校方式による部活動の整備・拡充を進めることにより、部活動数の縮減と規模の適正化を図りつつ、生徒の活動機会を確保していきます。

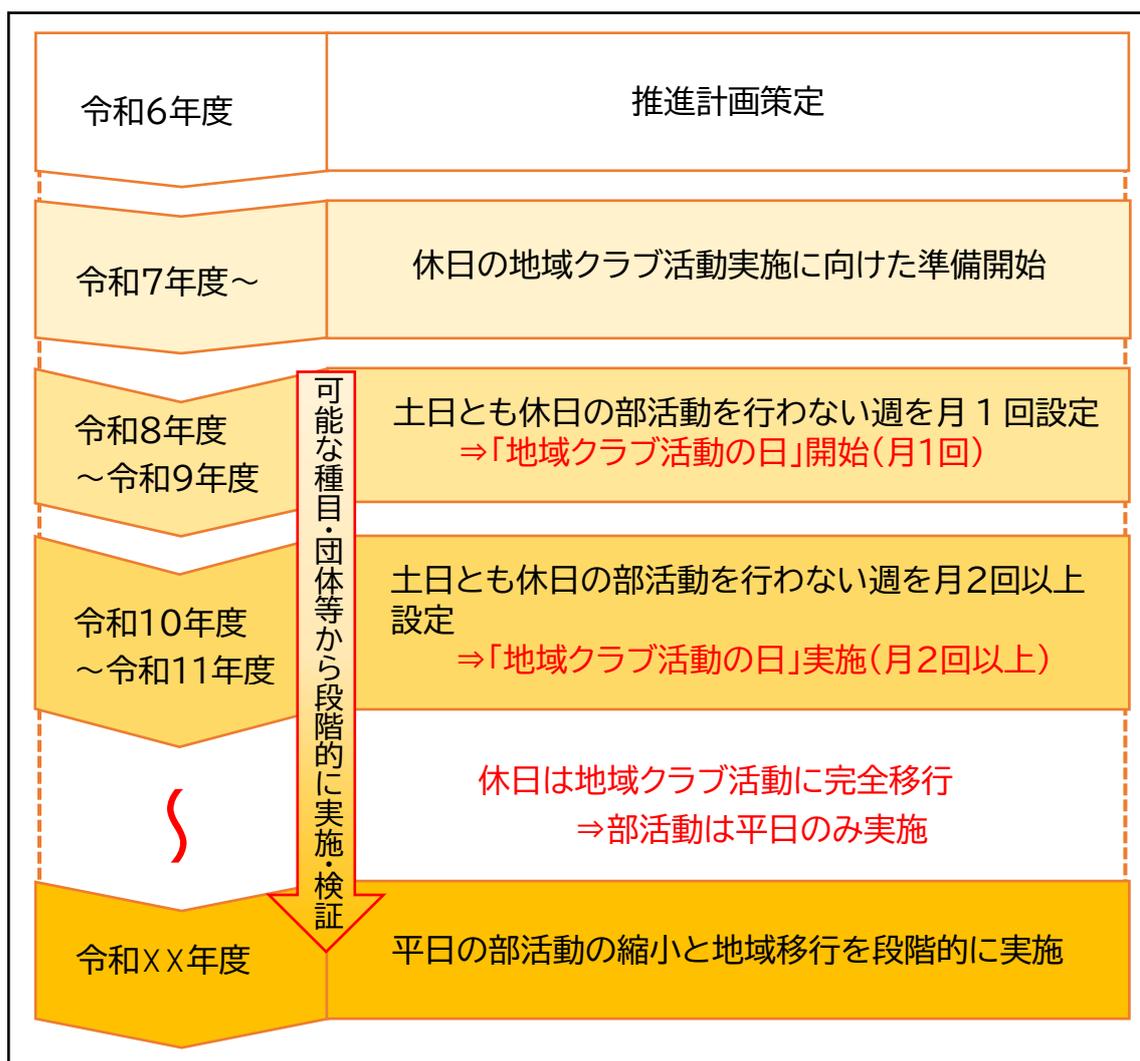
なお、拠点校方式の部活動においても、体制が整い次第、可能なところから地域クラブ活動へ移行することとします。(P22 参照)

(3) スケジュール

国のガイドラインや学校における働き方改革の推進を踏まえ、令和8年度(2026年度)から土日とも部活動を行わない週を月1回、令和10年度(2028年度)以降は月2回以上に設定し、土日の部活動の実施回数を段階的に減らしていく代わりに、地域の様々な運営主体が受け皿となり活動する「地域クラブ活動の日」を設定し、その回数を段階的に増やしていきます。

(P15 1か月の活動日のイメージ参照)

このため、令和7年度(2025年度)から、地域クラブ活動の運営体制や実施方法等の具体について検討を始めることとし、令和8年度(2026年度)には可能な種目・団体等から順次地域クラブ活動を開始していきます。



(4) 継続的な課題検証

休日の部活動の地域移行を着実に進めていくため、継続的に課題を検証し、必要な見直しを行うなど、柔軟な事業展開を図っていきます。

なお、平日における部活動の地域移行については、休日の取組の進捗状況や、今後の国等の動向を踏まえ、検討していくこととします。

地域クラブ活動とは

中学校で行われている部活動とは別に、学校外の地域の方や団体が中心となって行う新たな活動の場を総称して「函館市地域クラブ活動」(以下、「地域クラブ活動」という。)と位置付けます。

(1) 想定される活動の位置付け

- ① 部活動から地域クラブ活動へ移行するもの(部活動で実施している種目)
- ② 部活動にはない種目を地域クラブ活動として新たに実施するもの
- ③ 既に地域で実施している活動に中学生を参加対象に加えるなど、地域クラブ活動として新たに位置付け実施するもの(ただし、独自の活動規程に沿って運営するものは除く。)

(2) 地域クラブ活動を実施するための条件

次の条件を遵守した活動とします。

- ① 市部活動方針に則した活動時間・休養日とすること
→P15
- ② 生徒および指導者は、学校活動時のけが等に備えた災害給付と同等の傷害保険への加入を要件とすること
→P21
- ③ 地域クラブの指導者は、市教委主催の指導者研修会に参加すること
→P20

(3) 地域クラブ活動の実施にあたって

地域クラブ活動は、市教委への登録制の活動とします。

実施を希望する団体等は、関係書類の提出を求めることとします。

→P18

Ⅲ 休日の地域クラブ活動の考え方

休日の地域クラブ活動を実施していくうえでの基本的な考え方については、次のとおりです。

1 管理・運営体制

(1) 運営主体（地域クラブ等）の役割

地域クラブ活動の実施にあたっては、既存の運動・スポーツ，文化芸術団体以外にも，保護者会，OB・OG，民間事業者，大学など，様々な組織体制で行われることも考えられるため，運営団体と実施主体とを区別せず，生徒へ活動の場を確保し，地域クラブ活動を行う組織・団体を運営主体（地域クラブ等）と位置付けることとします。

運営主体は，地域クラブ活動の円滑な実施に向けて，活動の枠組みの準備・調整全般（団体規約，活動方針・活動計画，収支状況の作成，指導者の確保（雇用・派遣・調整），活動場所の利用調整，学校と地域クラブ間の調整など）等の業務を行います。

また，運営にあたっては，活動に関する管理全般（指導者や参加者の募集管理，スケジュール管理，指導者の従事時間の管理，報酬の支払い，保護者との連絡調整，会費の徴収・管理，保険手続き，広報など）に係る事務を行います。

(2) 活動日（「地域クラブ活動の日」）

市教委は，土日とも部活動を行わない週を月単位で設けると同時に，その土日いずれかの1日を「地域クラブ活動の日」として活動日に設定します。

「地域クラブ活動の日」は，令和8年度(2026年度)からは月1回，令和10年度(2028年度)以降は月2回以上に設定します。

1か月の活動日のイメージは次のとおりです。

※なお，実際の土日とも休日の部活動を行わない週は，学校と協議のうえ設定します。

○ 1か月の活動日のイメージ

【令和8年度～令和9年度（地域クラブ活動の日は月1回）】

月	火	水	木	金	土		日
1	2	3	4	5	6		7
学校	学校	休養日	学校	学校	学校		休養日
8	9	10	11	12	13		14
学校	学校	休養日	学校	学校	休養日	地域クラブ活動の日	休養日
15	16	17	18	19	20		21
学校	学校	休養日	学校	学校	学校		休養日
22	23	24	25	26	27		28
学校	学校	休養日	学校	学校	学校		休養日
29	30	31					
学校	学校	休養日					

【令和10年度～令和11年度（地域クラブ活動の日は月2回以上）】

月	火	水	木	金	土		日
1	2	3	4	5	6		7
学校	学校	休養日	学校	学校	学校		休養日
8	9	10	11	12	13		14
学校	学校	休養日	学校	学校	休養日	地域クラブ活動の日	休養日
15	16	17	18	19	20		21
学校	学校	休養日	学校	学校	学校		休養日
22	23	24	25	26	27		28
学校	学校	休養日	学校	学校	休養日	地域クラブ活動の日	休養日
29	30	31					
学校	学校	休養日					

(3) 活動時間、休養日

地域クラブ活動は、市部活動方針に則した活動時間と休養日の設定とすることから、休日の活動時間は長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととします。

また、原則として、土日いずれかの1日は休養日とします。

(4) 活動パターン, 参加イメージ

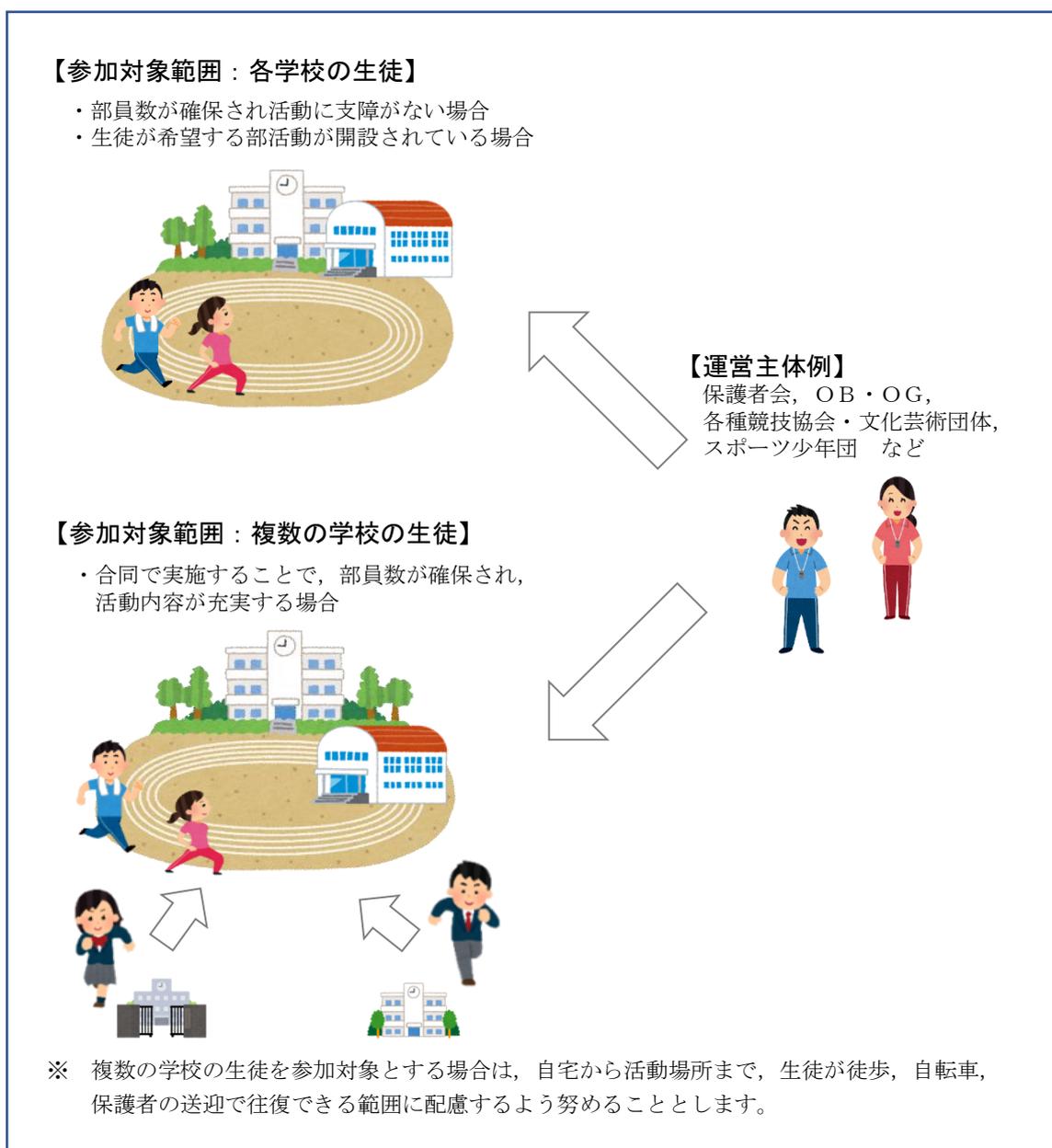
地域クラブ活動は, 種目, 運営主体, 活動内容, 活動場所, 参加対象の範囲および活動の方向性により, 様々な活動パターンで実施されることが想定されます。

想定される活動パターンと生徒の参加イメージについて例示します。

○ 活動パターン

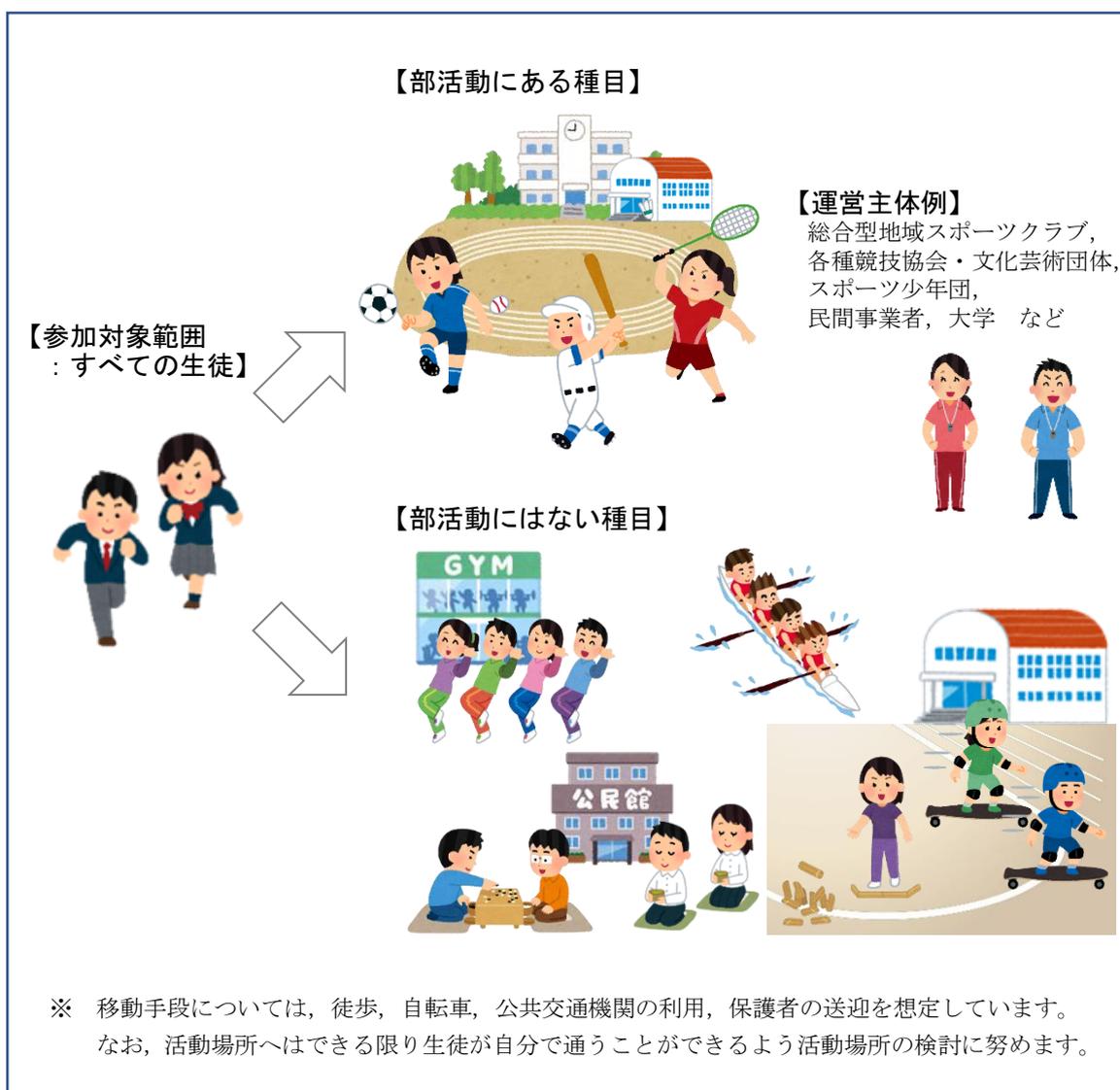
① 指導者学校派遣型

生徒は, 現行の部活動で, 平日は教職員の顧問, 「地域クラブ活動の日」は運営主体が派遣する指導者のもとの活動します。



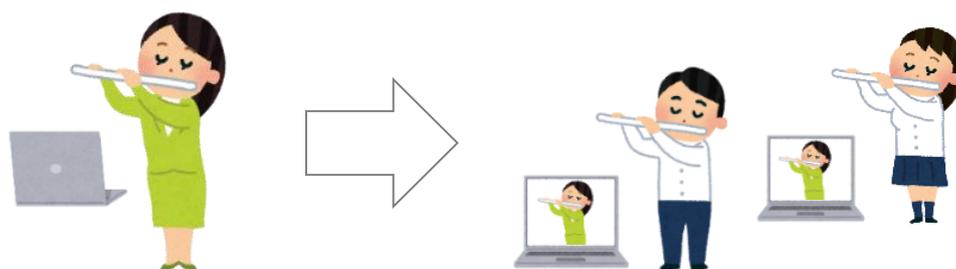
② 生徒団体参加型

生徒は、部活動の種目に限らず、地域クラブが実施する多様な運動・スポーツ、文化芸術の活動（体験）に参加します。



※ オンラインの活用（遠隔指導）

①、②いずれの活動パターンにおいても、生徒が活動場所から遠隔地に住んでいる場合や保護者の送迎ができない場合などを考慮し、必要に応じてオンラインによる遠隔指導の導入も考えられます。



○ 生徒の参加イメージ

「地域クラブ活動の日」には、自分が参加している部活動の種目に限らず、地域クラブが行う種目を自分で選んで参加することや、複数の地域クラブ活動に参加することができます。

また、部活動に参加していない場合でも、同様に参加することができます。

【平日は野球部に所属しているA君の場合】

平日	選択できる参加内容	休日
野球	平日と休日が同じ種目	野球 
	平日と休日が別の運動・スポーツ	サッカー 
	平日と休日が別の文化芸術活動	合唱
	平日の種目を支える活動	体幹トレーニング
	休日は自分の趣味や休息	参加しない



【平日は吹奏楽部に所属しているBさんの場合】

平日	選択できる参加内容	休日
吹奏楽	平日と休日が同じ種目	吹奏楽
	平日と休日が別の運動・スポーツ	バドミントン
	平日と休日が別の文化芸術活動	将棋
	平日の種目を支える活動	楽器別講習会
	休日は自分の趣味や休息	参加しない



【平日は部活動に参加していないCさんの場合】

平日	選択できる参加内容	休日
活動なし	休日のみ参加の運動・スポーツ	モルック
	休日のみ参加の文化芸術活動	茶道
	休日は自分の趣味や休息	参加しない



(5) 活動方針等

地域クラブ活動は、市部活動方針および本計画に則した休養日、活動時間等の設定とし、運営主体はこれらの内容を遵守した活動を行うとともに、市教委が主催する指導者研修会に参加するものとします。

また、運営主体は、地域クラブ活動の実施に際しては、市教委に団体の規約および活動計画等を提出し、地域クラブの登録を行うほか、年度末または最終活動の実施後には活動実績および収支の状況を提出することとします。

市教委は、地域クラブ活動の状況を把握し、学校や保護者との情報共有に努めるとともに、必要に応じて助言を行います。

(6) 安全・安心な活動のための学校等との連携

運営主体は、常に生徒が安全・安心に活動できるよう、学校、保護者、市教委と連携しながら、地域クラブ活動を実施するよう努めます。

特に、指導者学校派遣型の活動パターンにおいては、同じ種目でも、地域クラブ活動と部活動で指導者が異なることとなるため、地域クラブと学校が活動方針や活動状況等の共通理解を図るとともに、生徒の活動状況に関して必要な連携を図ることとします。

また、地域クラブ活動や部活動における大会成績など、個人の評価に対する取扱いについては、運営主体と学校の双方が情報共有等に努めます。

(7) 緊急時の対応

運営主体は、保護者から緊急連絡先の提出を受け、緊急時の対応について事前に確認することとします。

ケガ等の緊急時の対応が発生した際には、地域クラブは、速やかに応急手当等の現場対応を行うとともに、保護者等への連絡を行います。また、必要に応じて、学校や市教委に報告します。

(8) 管理責任

地域クラブ活動は、学校の管理下での活動ではないことから、活動中の生徒同士のトラブルや事故等は、地域クラブの管理責任において対応することとなります。

また、指導者がハラスメント等を行った場合は、指導者本人、運営主体が責任を負うこととなります。

地域クラブは、指導者の暴力等の相談窓口を自ら設けるほか、J S P O（日本スポーツ協会）等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処できる体制づくりを検討します。

(9) 情報発信

市教委は、休日の部活動の地域移行に対する保護者や地域の理解を深めるため、その取組状況について、部活動地域移行通信やリーフレット等により、市ホームページ等を通じて、広く情報発信に努めます。

また、地域クラブの活動内容等については、市ホームページのほか、生徒の1人1台端末等で見ることができるよう情報を発信し、学校、生徒および保護者への情報提供を図ります。

2 指導者の確保・適切な指導による活動の実施

(1) 指導者の確保

運営主体は、市教委と連携して、必要に応じて、道教委が設置している「ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンク」等を活用しながら、指導経験者などを中心に、専門性や資質・能力を有する多様な人材の確保に努めます。

(2) 教職員による活動への参画

地域クラブ活動の指導を希望する教職員は、事前に所属校の校長に相談し、了承を得たうえで、「営利企業従事等許可願」を市教委に提出し、兼業の許可を得てから、その指導に従事することができます。

市教委は、①本人の意思で希望しているか、②所属校における業務の遂行に支障がないか、③学校や教職員の信用を失墜させるおそれはないか、④道立学校職員における兼業許可基準（時間）の条件を満たしているか、といった点から兼業の許可の可否を判断し、従事の際は、運営主体と市教委の双方が、当該教職員の健康への配慮など、適切な労務管理に努めます。

(3) 適切な指導による活動の実施

地域クラブの指導者は、活動を通じて異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図るとともに、自己肯定感、責任感および連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として部活動が有する大きな教育的意義を理解したうえで、生徒の安全確保や生徒の心身の発達の段階に応じた適切で効果的な指導を行うために必要な知識や技能、生徒理解、危機管理、トラブル対応等の知見を身に付けていることが求められます。

市教委では、暴言・暴力、行き過ぎた指導の防止やハラスメント等の行為根絶、個人情報等の取扱い等を含めた指導者研修会の開催など、指導者の適切な指導による活動の実施に向けた取組を推進します。

3 施設等の利用

(1) 学校施設の利用

市教委は、生徒や保護者の移動・送迎の負担を可能な限り軽減するため、地域クラブ活動の実施に際し、学校施設の利用が可能となる体制を整備するほか、管理上必要と認めるときは、国の補助制度等を活用しながら施設の改修等の環境の整備に努めます。

また、学校および市教委は、学校施設の利用許可、休日・夜間の施錠等の管理体制、火災等非常時の連絡体制等の取扱いなどについて検討します。

(2) 用具・備品等の保管・利用

活動に用いる用具や備品等は、原則として、運営主体または参加者自身が用意し、管理することとしますが、運営主体が学校の用具や備品等の利用を希望する場合は、学校長がその利用の許可を判断します。

その際は、あらかじめ地域クラブと学校の双方で備品等の状態や保管状況のほか、施設（設備）破損に対する修繕対応と費用負担、破損時の責任の所在等の取扱いについて、明確にしておくこととします。

4 大会・コンクール等への参加

大会やコンクール等への参加については、それぞれの大会要項等により、参加の有無を地域クラブや生徒が判断することとなり、各大会等の動向を見極めながら、大会主催者や競技団体が生徒の意向やレベル、ニーズに応じて参加ができるようにするとともに、生徒や指導者の過度な負担とならないよう努める必要があります。

また、地域クラブ活動と部活動ともに大会等への参加が認められる場合、両方に所属する生徒がどちらの団体で参加するかについては、生徒の意向を尊重します。

5 活動に係る経費等

(1) 費用負担の原則

地域クラブ活動は、部活動とは異なり、地域の様々な運営主体により実施されることになるため、指導者への報酬や運営費等の活動に係る経費が必要となるなど、部活動以上に一定の費用負担が発生することが想定されます。

地域クラブ活動を将来にわたり持続可能な活動とする観点からも、受益者（参加者）による費用負担を原則とし、参加者からの会費をもとに、運営主体が自立的な運営を目指す体制とします。

このため、市教委は、保護者、生徒、学校および地域に対して、受益者負担を原則とした地域クラブ活動の運営について、理解の促進に努めます。

また、運営主体は、地域クラブ活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り参加しやすい会費の設定となるよう、活動回数の調整や短時間で効率的な活動とするなど、生徒が継続的、安定的に活動に参加できるよう工夫に努めます。

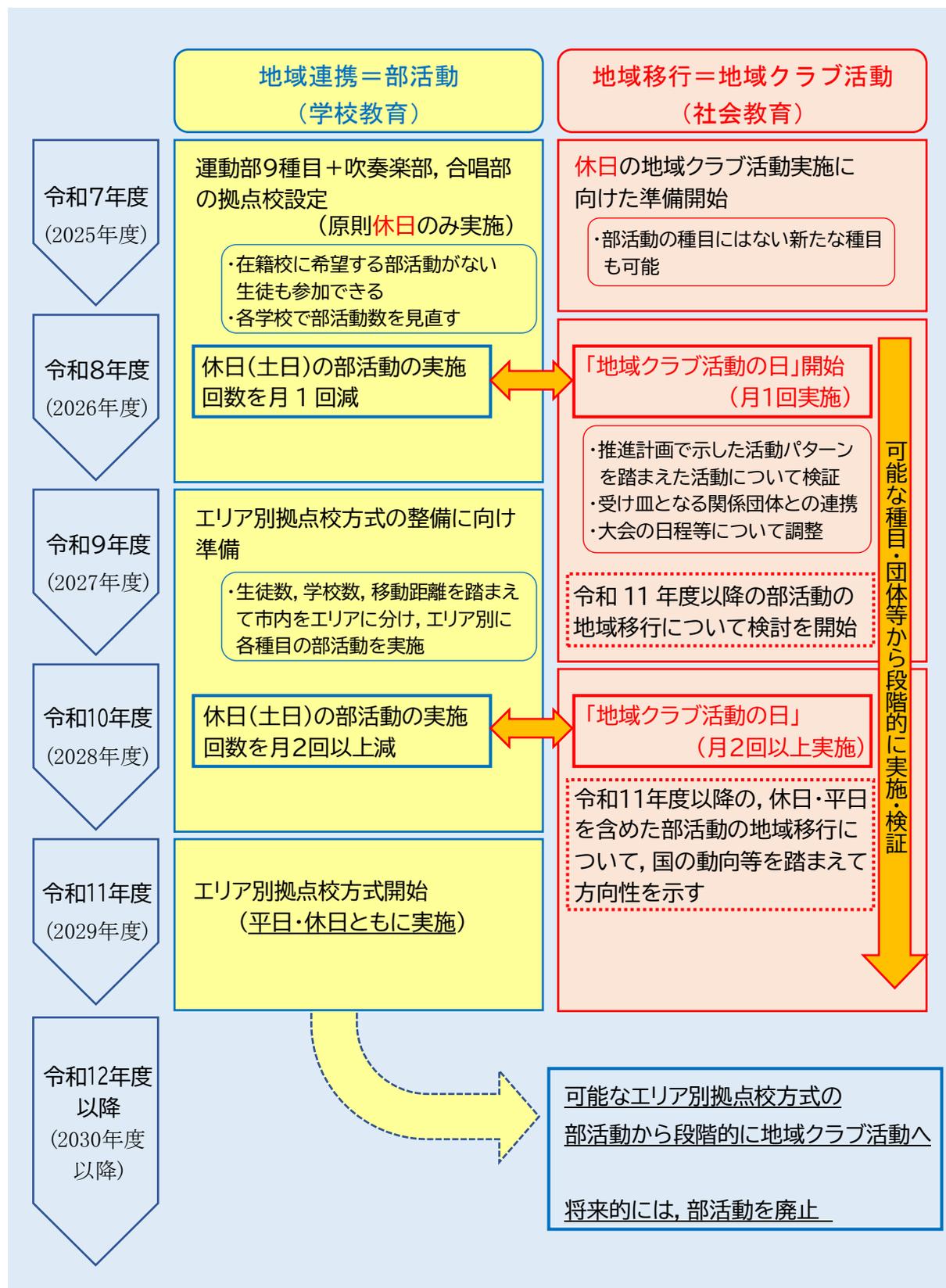
このほか、受益者負担を原則としながらも、生徒の活動機会が失われないよう、市教委は国の動向を踏まえ、支援策を検討することはもとより、地域クラブ活動を応援していただける企業等との連携など、様々な方策を模索しながら、持続可能な活動体制について検討します。

(2) 保険・補償

学校の管理下外の活動になる地域クラブ活動は、(公財)日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となることから、活動中のケガ、事故、損害賠償等に備えるため、参加生徒および地域クラブの指導者は、(公財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険(傷害・賠償責任)に加入することを要件とします。

部活動から地域クラブ活動への移行に向けた取組

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)の推進計画期間は、生徒の活動機会を確保するため、部活動から地域クラブ活動への移行に向けた取組を、以下のとおり進めていきます。



おわりに

本計画は、これまで長い間学校で行われてきた部活動について、段階的に休日は実施しないこととし、代わりに部活動がない休日において、生徒が主体的に、多様な運動・スポーツ、文化芸術活動に親しむことのできる環境整備を進めるための見通しを示したものになります。

このため、休日の地域クラブ活動の実施に向け、令和7年度(2025年度)から個々の種目ごとに具体的な内容を検討していきます。

また、現在、国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において地域全体で関係者が連携して支え、生徒が豊かで幅広い活動機会を保障し、地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表すため、名称を「地域移行」から「地域展開」に変更することなどが検討されているところであり、引き続き、国や北海道の動向も注視しながら、柔軟に対応し、検討を続けていくこととなります。

少子高齢化が急速に進む中、部活動の抱える課題の解決とともに、これからも本市の子どもたちが、学校だけでなく、地域で行われる様々な活動を通じて、健やかに成長できるよう、行政・学校・保護者・地域との連携・協働がより一層不可欠となります。

参考資料

○ 市立中学校部活動一覧（令和5年度）

令和5年5月1日現在

学校名		青柳	港	巴	深堀	湯川	戸倉	旭岡	鱒川	銭亀沢	赤川	桔梗	亀田	五稜郭	本通	北	恵山	榎法華	南茅部	戸井学園	計	
No.	部活動名／生徒数	286	190	565	236	285	276	75	14	36	279	535	489	524	553	212	33	5	85	25	4,703	
1	陸上			○		○						○	○		○						○	6
2	サッカー	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○		16
3	バスケットボール	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○						12
4	野球	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○						12
5	ソフトテニス		○	○		○	○				○			○	○							7
6	卓球			○	○					○	○	○	○	○	○	○					○	10
7	バドミントン	○		○	○		○	○	○				○	○	○	○	○			○	○	13
8	バレーボール		○	○	○	○						○		○	○							7
9	ハンドボール			○			○					○			○							4
運動部 小計		4	5	9	5	6	6	3	1	2	5	7	6	7	9	5	2	0	2	3	87	
10	吹奏楽	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○	○					○	12
11	合唱												○									1
12	リコーダー							○														1
13	音楽									○												1
14	美術	○	○	○	○	○						○	○		○							8
15	書道												○									1
16	美術書道													○								1
17	パソコン・コンピュータ	○				○		○				○			○							5
18	家庭科			○			○															2
19	演劇														○							1
20	科学	○																				1
21	英語													○								1
22	総合文化・文化										○									○		2
23	巴研究			○																		1
文化部 小計		4	1	4	2	3	2	2	0	1	2	3	4	3	4	1	0	0	1	1	38	
部活動数 合計		8	6	13	7	9	8	5	1	3	7	10	10	10	13	6	2	0	3	4	125	

○ 函館市学校部活動の地域連携・地域移行等に関する協議会

(1) 委員名簿

(令和6年(2024年)11月現在)

区分	所属・役職	氏名
学識経験者	学校法人函館大妻学園函館大妻高等学校 専任講師	会 長 佐 竹 聡
スポーツ・ 文化芸術団体	特定非営利活動法人函館市スポーツ協会 専務理事・事務局長	西 田 智 明
	函館市スポーツ少年団 本部長	長 瀬 圭 治
	総合型地域スポーツクラブ Bay Walk Community はこだて 会長	小 澤 貢 一
	総合型潮スポーツクラブ 代表会長	渡 辺 広 幸
	一般社団法人ミスポはこだて 理事	塚 田 俊
	函館市文化団体協議会 事務局長	菊 池 守 晃
	公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 総務担当部長	五十嵐 泰 糸
教育職員	函館市小学校長会 (函館市立青柳小学校長)	田 上 悟
	函館市中学校長会 会長 (函館市立湯川中学校長)	副会長 田 上 直 広
	函館市中学校体育連盟 会長 (函館市立深堀中学校長)	佐 藤 強
	北海道高等学校長協会道南支部 副支部長 (北海道函館西高等学校長)	古御堂 徹
児童または 生徒の保護者	函館市PTA連合会 会長 (函館市立北中学校PTA会長)	駒 野 圭 史
アドバイザー	北海道教育庁渡島教育局 教育支援課長	深 見 亘

(敬称略)

(2) 会議の開催状況

令和5年度（2023年度）

回	開催日	議 題
第1回	令和5年6月21日	・会長，副会長の選出について
第2回	8月17日	・講演「地域における望ましい部活動のあり方」
第3回	11月15日	・先進地調査の結果報告について
第4回	令和6年2月13日	・アンケート調査結果報告について ・小中学生意見交流会の開催報告について

令和6年度（2024年度）

回	開催日	議 題
第1回	令和6年5月22日	・地域連携・地域移行の推進イメージについて ・学校部活動の地域連携について ・推進計画項目案について
第2回	6月25日	・推進計画たたき台について
第3回	7月29日	・推進計画たたき台について
第4回	9月18日	・推進計画たたき台について
第5回	11月19日	・推進計画たたき台について

(3) 函館市学校部活動の地域連携・地域移行等に関する協議会設置要綱

(設置)

第1条 将来にわたり本市の子どもたちが運動やスポーツ，文化芸術に継続して親しむことができる環境の整備に向け，市立中学校ならびに義務教育学校後期課程の部活動の地域連携および地域移行などを含めた今後のあり方について協議するため，函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に，函館市学校部活動の地域連携・地域移行等に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は，次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 学校部活動のあり方および地域連携・地域移行等の進め方に関する事項
- (2) 学校部活動および地域クラブ活動の仕組みづくりに関する事項
- (3) 学校部活動および地域クラブ活動の運営方法等に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか，中学生にとって望ましい運動・スポーツ，文化芸術環境を整えるために必要な事項

(設置期間)

第3条 協議会の設置期間は，令和8年（2026年）3月31日までとする。

(組織)

第4条 協議会は，委員13人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者および組織に属する者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 特定非営利活動法人函館市スポーツ協会
- (3) 函館市スポーツ少年団
- (4) 総合型地域スポーツクラブ（公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録クラブ）
- (5) 函館市文化団体協議会
- (6) 公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団
- (7) 函館市小学校長会
- (8) 函館市中学校長会
- (9) 函館市中学校体育連盟
- (10) 北海道高等学校長協会道南支部
- (11) 函館市PTA連合会

2 前項各号に掲げる者のほか、第2条各号に掲げる事項について指導助言を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

3 委員の任期は、委員を委嘱した日から協議会の設置期間満了の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長および副会長）

第6条 協議会に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育部において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年（2023年）5月24日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議または会長および副会長が欠けたときの会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

函館市における休日の部活動地域移行推進計画

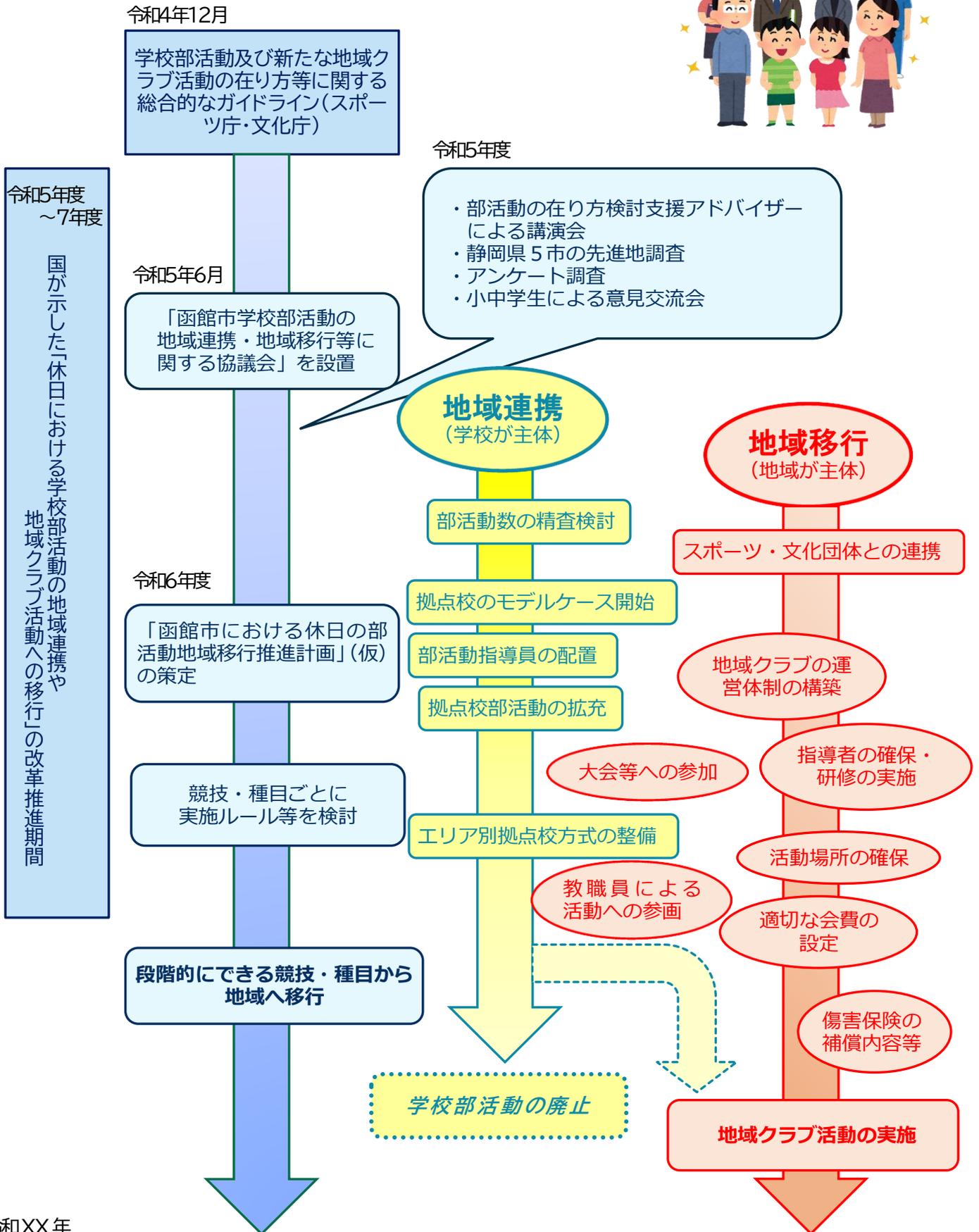
2025年（令和7年） 月発行

発行 函館市教育委員会（学校教育部教育政策推進室教育政策課）

〒040-8666 北海道函館市東雲町4番13号

電話 0138-21-3523

函館市学校部活動の地域連携や地域移行の推進イメージ



地域が主体となり, 将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を整備